

手話言語条例（仮称）の制定について

1 条例の目的

この条例は、手話が言語であることへの理解促進及び普及並びに障がいの特性に応じた多様な意思疎通手段の利用促進に関し必要な事項を定め、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら安心して暮らすことができる共生社会の実現を目的に制定する。

また手話だけでなく、その他コミュニケーション手段についても利用しやすい環境整備に取り組んでいく。

【条例制定時期：来年4月施行予定】

【市長マニフェスト45】

2 条例制定の背景・経過

- 手話は、日本語の習得を妨げるものと誤解されてきた歴史的背景があった。
- その後、ろう者にとって手話は日常生活を営む上で大切なコミュニケーションの手段であることと認識され、手話を言語と明確にした「障害者権利条約」が国際連合で採択（平成18年12月）され、国内でも「障害者基本法」が改正（平成23年8月）、手話が言語であることが明記された。
- 現在、「手話言語法」の早期の制定に向けた取り組みが全国各地で広がり、「手話言語法制定を求める意見書」が全国全ての自治体議会で採択、さらには「手話言語条例」を制定する動きが全国の自治体で広まってきている。
- また、指文字、読話、補聴器、筆談などによりコミュニケーションをとる障がい者の方もおり、手話以外でも意思疎通に支障をきたす状況もある。
- 本市においては、平成28年熊本地震の際、必要な情報が届かずに困られた聴覚障がい者等の方も多く存在した。

<本市のこれまでの経緯>

- 平成25年12月 熊本市議会「手話言語法の制定を求める意見書」国に提出
- 平成29年4月 熊本市「全国手話言語市区長会」入会
- 平成30年9月 熊本県ろう者福祉協会 市長陳情（手話言語条例制定の要望書提出）
- 平成31年4月 「熊本市障がい者生活プラン」策定、手話言語条例の制定に取り組むことを明記

【全国自治体の条例制定状況】

- 手話言語等条例制定263自治体<H31.3.29現在>

※うち政令指定都市7市（札幌市、浜松市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、岡山市）

（内訳）

- ・手話言語条例しかない自治体 225自治体
- ・手話と他のコミュニケーション支援を一体とした条例 27自治体（堺市）
- ・手話言語条例とは別にコミュニケーション支援の条例がある自治体 11自治体（札幌市）

3 今後の展開・スケジュール

	2019 4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	2020 4月
関係部課との協議	→												
関係団体との協議	→												
条例案検討	→												
・障害者施策推進協議会 ・障がい者自立支援協議会		○		●			○				○		
政策会議					●			●					
パブコメ										●			
議会						◎ 骨格説明			◎ 素案説明		◎ 議案提出		
条例施行 施策の推進方針策定													→

※ 条例制定にあたっては、当事者のみならず、一般市民の理解を得ることも必要であるため、関係者、関係団体その他から幅広く意見を取り入れながら制定作業を進める。

<参考>本市における意思疎通支援の取組状況

○手話通訳者等設置事業

平成 24 年度から市庁舎及び各区役所に手話通訳嘱託員を配置（6 名）、聴覚障がい者等の各種手続きの意思疎通支援を行う。

【手話通訳実績】 H27（3,035 件） H28（3,386 件） H29（2,751 件）

○手話通訳者等派遣・養成事業

手話通訳者等を養成し派遣することで、聴覚障がい者等の意思疎通支援の円滑化を推進するとともに、市民に対して手話の技法を広め、聴覚障がいに対する理解を深める。

【派遣実績】 H27（2,128 件） H28（2,010 件） H29（2,284 件）

○要約筆記者等派遣・養成事業

要約筆記者等を養成し派遣することで、手話取得の困難な中途失聴者、難聴者の意思疎通支援の円滑化を推進し、聴覚障がい者の社会参加を積極的に促進させる。

【派遣実績】 H27（281 件） H28（310 件） H29（265 件）

○盲ろう者通訳、介助員派遣・養成事業、点訳・朗読（音訳）奉仕員養成事業

盲ろう者通訳・介助員を養成し、派遣することで、盲ろう者の意思疎通支援の円滑化を推進するとともに、市民に対して点字通訳等の技法を広め、視覚障がいに対する理解を深める。

【延べ派遣人員実績】 H27（297 人） H28（280 人） H29（325 人）